



FAIRTRADE
JAPAN

Fairtrade Label Japan (FLJ)

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン

国際フェアトレード認証ラベル

国際フェアトレード原料調達ラベル

ライセンス規定

R-03

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-03
	Issue Date:	2020年7月20日
ライセンス規定	Version:	3.0
	Page:	2 of 9

1. 目的

本規定は、日本国内における国際フェアトレード認証ラベル、および国際フェアトレード原料調達ラベルのライセンスについて規定する。

2. 関連書類

R-01 用語規定

R-02 料金規定

R-06 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（一般）

R-08 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（コットン製品）

R-11 複合材料製品（食品）例外規定

Fairtrade sourced Ingredient marks guidelines

L-B20-P01～P04 CONNECT マニュアル

3. ライセンスの対象物

ライセンスの対象物である国際フェアトレード認証ラベル FAIRTRADE Mark（図 4.1 以下、認証ラベル）、国際フェアトレード原料調達ラベル（図 4.2 以下、FSI ラベル）は、国際フェアトレードラベル機構（Fairtrade International、以下、FI）の独占的所有物である。認証ラベルは、世界的な登録商標であり（国際登録 第 806431 号）、FSI ラベルは日本国特許庁に登録された登録商標である（商標登録第 6 2 1 5 7 2 7 号）。FLJ は、FI より許可を得て日本でライセンスを許可することのできる唯一の法人である。



図 4.1 国際フェアトレード認証ラベル



図 4.2 国際フェアトレード原料調達ラベル

4. 認証ラベル ライセンス機関

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-03
	Issue Date:	2020年7月20日
ライセンス規定	Version:	3.0
	Page:	3 of 9

日本において、ライセンスを許可する機関はFLJである。

5. ライセンスの有効期間

有効期間は定めない。ただし、国際フェアトレード基準に反した行動が見つかり、指定期間内に改善が認められない場合、ライセンスは取り消される。

6. 国際フェアトレード認証ラベル ライセンス対象者（ライセンシー）

6-1 ブランド製品に対するライセンス（生鮮品を除く）

原則として消費者向け最終製品のブランドオーナーをライセンス対象者とする。従い、ブランドオーナーと製造組織が異なる場合には、製造組織はライセンス対象者とはならない。

6-2 ノンブランド製品・生鮮品に対するライセンス（例：切花、バナナ）

消費者向け最終製品を最初に市場に流す組織をライセンス対象者とする。なお“市場”は、卸売、小売を問わない。

6-3 飲食店で提供される製品

国際フェアトレード認証製品（以下、「認証製品」）を最終的に製造・包装をする組織がライセンス対象者となる。

6-4 生産者によって認証ラベルが貼付される製品（例：ワイン、サッカーボール）

原産国の生産者が製品のブランドオーナーであり、かつ国際フェアトレードラベル機構とライセンス契約を締結している場合は、生産者がライセンス対象者となる。締結していない場合は、原則として輸入組織がライセンス対象者となる。

7. FSI ラベル ライセンス対象者（ライセンシー）

日本においては、カカオを取り扱う組織のみを対象とする。ライセンス対象の詳細は、FIの発行するFairtrade sourced Ingredient marks guidelinesに従う。

8. ライセンシー申請の流れ

ライセンス取得のための申請手順は以下の通りである。

（1）申請書の提出

国際フェアトレード認証申請書(様式A)に必要事項を記入し、以下の添付書類と共にFLJへ提出する。

（添付書類）

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-03
	Issue Date:	2020年7月20日
ライセンス規定	Version:	3.0
	Page:	4 of 9

- ・法人の登記簿謄本（コピーでも可）
- ・事業概要がわかる書類（会社案内、パンフレット、活動報告書など）
- ・会社全体の年間総売上高が確認できる書類
- ・「様式 K：認証に関する内容確認書」

（2）FLJによる審査

FLJは、組織の行動または活動が規範(The code:

https://files.fairtrade.net/2019_FairtradeOrganizationCode.pdf) にそぐわない場合、例外的なケースとして申請を拒否することができる。ただし判断は客観的な基準に基づいて公平にされる必要があり、裏付けされた証拠がなければならない。

FLJは申請書を受領後、以下に従って審査を行い、承認または否認の判断をする。

- ① 申請組織がトレーダー認証を必要とする場合、FLJは、国際フェアトレードラベル機構が認めた認証機関から提供された認証書（また仮認証書）が最新であり、また認証一時停止または取消されていないかを確認する。
- ② 申請された製品が認証範囲に含まれるかを確認する。
- ③ FLJは申請された製品が消費者向けであり、販売前に小分け、再包装などが行われなことを確かめ、申請組織が輸入、製造、卸等の認証を必要としないことを確認する。
- ④ 提出されたすべての製品申請書類、製品パッケージが、国際フェアトレード基準および各種認証ラベル使用規定に定められた要件を満たしているかの確認をする。なお、製品申請は契約締結後に行ってもよい。

なお、申請組織がトレーダー認証を必要とする場合で、有効な認証書（または仮認証書）を保持していない場合、または申請された製品が認証の範囲に含まれていない場合は、FLJは有効な認証書が認証機関から提供されるまでライセンスを付与しない。

審査の結果、FLJがライセンスの付与を否認した場合、FLJは申請者にライセンスが付与できない理由、および苦情および異議申し立て手順、および再申請の手続きについて通知する。

（3）ライセンス契約書の内容確認

上記（2）のすべての事項が確認された場合、FLJは申請組織にライセンス契約を送付する。申請者はライセンス契約の内容を確認する。

（4）ライセンスの許可

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-03
	Issue Date:	2020年7月20日
ライセンス規定	Version:	3.0
	Page:	5 of 9

契約内容の合意後、FLJは初回認証料の請求書を送付する。申請者による振込が完了された後、FLJはライセンス契約書（2通）を申請者に送付する。申請者はライセンス契約書2通共に捺印し1通をFLJへ送付し、残りの1通を保管する。ライセンス契約締結日は初回認証料振込日とする。

9. オンライン申請システム CONNECT

次項より説明される、認証製品・製品パッケージの申請、販売報告はオンライン申請システム CONNECT（以下、CONNECT）よりライセンシーによってなされ、FLJはCONNECTを通して承認・否認の通知を行うものとする。ライセンシーは、フェアトレードの担当者を最低一名任命し、FLJに通知しなければならない。FLJは担当者のアカウントと仮パスワードを発行し、担当者にメールにて通知する。

なお担当者が変更になった場合には、ライセンシーはFLJに速やかに通知すること。FLJは前任者のアカウントを無効にし、後任者のアカウントを新規に発行する。CONNECTのアカウントは担当者毎に管理されるべきであり、複数の職員で同一アカウントを共有してはならない。

CONNECTの使用に関する一連のマニュアルは、CONNECT「ドキュメント」ページにて閲覧することができる。

10. 認証製品・製品パッケージの申請

ライセンシーは、認証原料（製品）の調達前に、認証製品の申請をCONNECTより行う。FLJは以下の項目について確認する。FLJは、承認に必要なすべての情報が提出された後2週間以内に、ライセンシーに承認、修正依頼または否認の通知を行うものとする。

- ① すべてのサプライチェーンの組織（不明の場合には少なくとも、直接のサプライヤー）が、有効な国際フェアトレード認証を保持しているか。
- ② 原産地についての記載が製品にある場合、生産者までのすべてのサプライチェーンの組織が、有効な国際フェアトレード認証を保持しているか。
- ③ 生産者への恩恵やフェアトレードプレミアムの用途に関して製品パッケージに記載する場合、情報は正確であり、印刷時において最新であるか。
- ④ 自発的な物理的トレーサビリティが適用された認証原料を利用する場合、製品および製品に含まれる認証原料がトレーダー基準及び産品基準で定められる物理的トレーサビリティ要求事項を順守しているか。
- ⑤ 製品に占めるフェアトレード認証原料の割合が、トレーダー基準、産品基準で定められる要求事項を順守しているか。
- ⑥ 別途定める R-06 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（一般）、R-08 国際フェアトレー

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-03
	Issue Date:	2020年7月20日
ライセンス規定	Version:	3.0
	Page:	6 of 9

ド認証ラベル使用規定（コットン製品）、または Fairtrade sourced Ingredient marks guidelines に従って、製品パッケージが作成されているか。

- ⑦ フレッシュフルーツや野菜の場合、承認されたパッケージ又はシール等がライセンシーから生産者、または輸出組織に提供されたか。
- ⑧ 製品の例外適用申請が同時にされる場合、その申請理由が妥当であるか。また必要な書類が添付されているか。

なお、ライセンシーは、製品認証の承認通知を FLJ より受領後、国際フェアトレード基準を順守して、認証製品の製造、販売をすることができる。

11. 海外での越境販売（Cross Border Sales）

日本で承認を得た認証製品を海外にて販売する場合、CONNECT より必ず越境販売の申請をし、販売国を管轄するフェアトレード機関からの承認を得なければならない。製品パッケージに記載されるフェアトレード説明文はシールを製品裏面に貼付するなどして、販売国の言語で表示されることが望ましい。

12. 販促物の申請

ライセンシーは認証ラベル、FSI ラベルを販促物、ウェブサイト等に掲載する場合、認証ラベル、FSI ラベルの使用申請を行い、FLJ からの承認を得なければならない。ライセンシーは申請書に必要な事項をすべて記入し、販促物のデータと共に申請先 (license@fairtrade-jp.org) へ提出すること。FLJ は以下の項目について確認する。

- ① 申請された販促物が認証製品、フェアトレードと適切に関連づけられているか。
- ② 別途定める R-06 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（一般）、または R-08 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（コットン製品）、Fairtrade sourced Ingredient marks guidelines、その他 FI が定めるガイドラインに従って、販促物が作成されているか。

13. 認証原料の調達量、販売量に関する公表内容の承認

ライセンシーは認証原料の調達量、販売量に関する内容について公表する前に、FLJ からの承認を得なければならない。FLJ は以下について確認するものとする。

- ① 公表される調達量、販売量が正しい量であるか。
- ② 申請された公表内容が Fairtrade sourced Ingredient marks guidelines または、FI が定める規定類の要求事項を遵守しているか。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-03
	Issue Date:	2020年7月20日
ライセンス規定	Version:	3.0
	Page:	7 of 9

なお、ライセンシーと FLJ で合意した調達予定量は、関連する Fairtrade sourced Ingredient marks guidelines に従う場合のみ、検証前に公表することができる。

14. ライセンスに必要な料金

ライセンス契約を締結する際には、初回認証料が必要である。また、年間ライセンス認証料を年1回支払うこと。さらに、ライセンシーは認証ラベルが貼付されたフェアトレード認証製品の販売量に応じて、ラベル使用料として四半期毎にライセンス料を FLJ へ納める義務がある（注1）。ただし、年間ライセンス認証料はライセンス料に含まれるものとし、年間のライセンス料合計が年間ライセンス認証料に満たない場合のみ、その差額を FLJ へ支払うこととする。

料金の詳細に関しては R-02 料金規定を参照のこと。

（注1）組織全体の事業規模が1億円未満の場合は1年に1回。

15. 報告義務

ライセンシーは四半期ごとに、以下の項目につきオンラインシステム CONNECT より FLJ へ報告しなければならない。ただし組織全体の事業規模が1億円未満の場合は、対象年翌年の1月に1年間の報告を行うこととする。

- 認証製品販売量、数量合計
- 認証製品販売額の総額（価格課金の場合のみ）

16. 業務の委任

ライセンシーは、製品・パッケージ申請、販売報告の提出、ライセンス料の支払い業務を他の認証組織へ委任することができる。ただし、ライセンシーが認証ラベルの貼付されたライセンス製品を委任組織より直接購入している場合に限る。

委任する際には、必ず書面にて委任組織、委任内容を FLJ に通知し承認を得なければならない。

17. 監査受諾義務

FLJ は、ライセンス契約の履行状況、特に販売報告が正しいか否かを確認するためライセンシーに対して監査を行う。FLJ は、FLJ または FLJ が指定する公正・中立な第三者による監査を合理的な営業時間内に予告なく実施することができる。

18. 否認結果に関する再審査申請

ライセンシーは、認証製品、販促物の否認結果に同意できない場合、最初の決定から14日以内に FLJ に再検討を申請することができる。FLJ は以下の手順に従って申請を処理するものとする。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-03
	Issue Date:	2020年7月20日
ライセンス規定	Version:	3.0
	Page:	8 of 9

① 再審査申請の受付

ライセンシーは、メールにより再審査の申請を行う。

メール送付先: license@fairtrade-jp.org

② 再審査申請の受理及び通知

FLJ は、申請者に対し文書で受理した旨通知する。

③ 内容の審議

FLJ 事務局長は対応責任者を任命し、必要なすべての情報を収集し検証を行う。

④ 再審査申請に対する最終審議結果の通知

対応責任者は、処理の結果を申請者に文書等で通知する。

⑤ 再審査申請処理の記録と保存

実施した処理に関する記録は文書化し保存する。

再審査の結果、製品申請が再度否認された場合、FLJ はその製品に関係する認証組織にその決定を通知するものとする。

19. ライセンス契約の解除および終了

FLJ は、以下の場合ライセンス契約を終了することができる。特に④⑤の事実が発見された場合、FLJ は発見後直ちにライセンス契約を終了する。

- ① ライセンシーのトレーダー認証が取消または仮認証が取消しになった時
- ② 販売報告の提出がなされない時
- ③ 度重なるライセンス料の不払いがある時
- ④ ライセンシーが不正な取引慣行に従事した事実が確認された時、また認証ラベルおよび国際フェアトレード認証のイメージと評判を否定する行動をした時。
- ⑤ フェアトレード以外の製品に、フェアトレード基準を満たしていることを消費者へ示唆する広告、マーケティング、プロモーション活動を行った時。
- ⑥ 認証ラベルの利用に関し、国際フェアトレード基準、または認証ラベル規定に逸脱した重大な違反が発見された時。

ライセンス契約を解除されたライセンシーは、契約終了日より認証製品の販売を停止し、「国際フェアトレード認証」を示唆するすべての印刷物、および電子データを破棄しなくてはならない。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-03
	Issue Date:	2020年7月20日
ライセンス規定	Version:	3.0
	Page:	2 of 9

改定履歴

Version	日付	改定理由
1	2008年11月13日	新規作成
2	2009年11月1日	2009年11月実施の料金改定を反映。第12項「ライセンス契約の解除および終了」の追加。
2.1	2015年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・規定書番号の変更 (R-003 から R-03) ・「ライセンス規定」から、「国際フェアトレード認証ラベル ライセンス規定」へ規定書名を変更 ・第4項 認証ラベルデータの差し替え。 ・7-4項の変更 ・7-5項の削除 ・R-01用語規定 V3.0 の変更を反映。 ・申請書の名称変更を反映。
3.0	2020年7月20日	Requirements for Licensing body V2.0 の要求事項を反映